○岡山市建築関係事務手数料条例施行規則

平成２２年１２月２０日

市規則第１６３号

改正　平成２７年７月８日市規則第１５４号

改正　平成２８年６月３０日市規則第１７４号

改正　平成２９年３月２２日市規則第２８号

改正　令和３年３月１６日市規則第１６号

改正　令和４年３月１７日市規則第２２号

改正　令和５年３月１４日市規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は，岡山市建築関係事務手数料条例（平成１２年市条例第１６号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料の減免）

第２条　市長は，条例第１８条の規定に基づき，次の各号のいずれかに該当するときは，当該各号の定めるところにより，条例第３条から第８条までに規定する手数料（以下「建築確認等手数料」という。）を減額し，又は免除することができる。

（１）　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用を受けた地域内において，災害を受けた建築物，建築設備又は工作物の建築，大規模な修繕又は大規模な模様替えに係る建築確認等手数料　免除

（２）　前号以外の災害によるものであって，当該復旧建築物の延べ面積の合計が１００平方メートル以下の住宅に係る建築確認等手数料　免除

（３）　市長が公益上その他の理由により，特に必要と認めるもの　減額又は免除

２　前項の規定による建築確認等手数料の減額又は免除を受けようとする者は，確認申請書，計画変更確認申請書，計画通知書，計画変更通知書，中間検査申請書，完了検査申請請書，建築許可申請書又は建築認定申請書（以下「確認申請書等」という。）を提出する前に，建築確認等手数料減額・免除申請書（様式第１号）に，当該減額又は免除の理由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。

３　市長は,前項の建築確認等手数料減額・免除申請書の提出があったときは,その内容を審査のうえ,減免の可否を決定し,当該申請者に対し,書面により通知するものとする。

４　前項の規定により,建築確認等手数料減額又は免除の承認を受けた者は,確認申請書等を提出する際に,承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

（建築台帳記載事項証明書の交付）

第３条　条例第９条に規定する台帳に記載した事項を証する書面の交付を受けようとする者（建築主又は現在の所有者に限る。）は,建築台帳（建築物・昇降機・工作物）記載事項証明申請書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（建築関係書類の写しの交付）

第４条　条例第１０条に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付を受けようとする者は,建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定により指定を受けた道路の位置を特定し,道路位置指定図面の写し交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　条例第１０条に規定する書類（前項に規定する書類を除く。）の写しの交付を受けようとする者は,該当の建築物等を特定し,建築関係書類の写し交付申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（条例第１３条第１項第１号の規則で定めるもの）

第５条　条例第１３条第１項第１号ア（ア）に規定する規則で定めるものは，建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号ロに定める基準とする。

２　条例第１３条第１項第１号ア（イ）に規定する規則で定めるものは，基準省令第１条第１項第１号イに定める基準及び基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する基準とする。

（条例第１４条第１項第２号及び同条第５項第２号の規則で定めるもの）

第６条　条例第１４条第１項第２号ウ及びエ並びに同条第５項第２号ウ及びエに規定する規則で定めるもののうちモデル建物法に係るものは,次の各号に掲げる申請の区分に応じ,それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第１４条第１項第２号ウの申請　基準省令第１０条第１号イ（２)及びロ（２）

に定める基準

(2) 条例第１４条第１項第２号エの申請　基準省令第１０条第３号ロに定める基準（同号ロ（２）に定める基準について基準省令第１条第１項第１号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物（以下「モデル建築物」という。）の設計一次エネルギー消費量（同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）及び誘導基準一次エネルギー消費量（基準省令第１０条第１号ロ（１）に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。）を用い，かつ，同号イに定める基準のうち同号イ（２）に定める基準及び基準省令第１条第１項第１号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。）又は前号に定める基準

(3) 条例第１４条第５項第２号ウの申請　基準省令第１条第１項第１号ロに定める基準

(4) 条例第１４条第５項第２号エの申請　基準省令第１条第１項第３号ロに定める基準（同号ロ（１）に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量（同項第１号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。）を用いる場合に限る。）又は前号に定める基準

２　条例第１４条第１項第２号ウ及びエ並びに同条第５項第２号ウ及びエに規定する規則で定めるもののうち標準入力法等に係るものは，次の各号に掲げる申請の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第１４条第１項第２号ウの申請　基準省令第１０条第１号に定める基準（前項第１号に定める基準を除く。）及び基準省令第１０条第１号ただし書に規定する基準

(2) 条例第１４条第１項第２号エの申請　基準省令第１０条第１号又は第３号ロに定める基準（前項第２号に定める基準を除く。）及び基準省令第１０条第１号ただし書に規定する基準

(3) 条例第１４条第５項第２号ウの申請　基準省令第１条第１項第１号に定める基準（前項第３号に定める基準を除く。）及び基準省令第１条第１項第１号ただし書に規定する基準

(4) 条例第１４条第５項第２号エの申請　基準省令第１条第１項第１号又は第３号ロに定める基準（前項第４号に定める基準を除く。）及び基準省令第１条第１項第１号た

だし書に規定する基準

（条例第１４条第５項第１号の規則で定める書類）

第７条　条例第１４条第５項第１号の規則で定める書類は，次の各号のいずれかの書類とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２５条第２項（同令第２８条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（建築基準法第７条第５項，第７条の２第５項又は第１８条第１８項の規定により交付された検査済証をいい，当該申請に係る建築物に係るものに限る。以下同じ。）の写し

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号）第４３条第２項（同令第４６条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証の写し

(3) 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書をいい，当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号)別表１の５の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４以上であって，かつ，同表の５の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４以上（当該建築物のうち非住宅部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の施行の際現に存するものにあっては日本住宅性能表示基準別表２－１の５の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級３以上）であることを証するものに限る。）の写し

（条例第１４条第５項第２号の規則で定めるもの）

第８条　条例第１４条第５項第２号ア（ア）ａに規定する規則で定めるもののうち仕様基準に係るものは，基準省令第１条第１項第２号イ(３)及びロ(３)に定める基準とする。

２　条例第１４条第５項第２号ア（ア）ａに規定する規則で定めるもののうちモデル住宅法に係るものは，基準省令第１条第１項第２号イ（２）（ｉ）及びロ（２）に定める基

準とする。

３　条例第１４条第５項第２号イ（ア）ａに規定する規則で定めるものは，基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準とする。

４　条例第１４条第５項第２号エに規定する規則で定めるもののうち性能基準に係るものは，基準省令第１条第１項第２号又は第３号ロに定める基準（前項に定める基準を除く。）とする。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか，この規則の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年市規則第１５４号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成２８年市規則第１７４号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則

この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。